

# 2016(平成28)年度 定期総会

2016(平成28)年5月31日(火)12時30分 弁護士会館講堂クレオ  
本人出席 193人・委任状出席 438人

## 会務執行(骨太)方針

### スローガン

### 逞しい法曹と弁護士会を目指して

#### 重点活動方針

2016年は、司法制度改革の第2ステージの始まりと位置づけられます。

2001年6月の司法制度改革審議会意見書(第1ステージ)に基づく改革が実行されて以来、法曹人口問題に象徴される法曹(特に弁護士)の増加に比し、法的需要の拡大が進まず新たな歪みが生じたことから、法曹人口見直しなど法曹養成の課題に取り組んで来たところ、2015年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は新たな決定を行いました。そして、2016年3月11日、日弁連は臨時総会により、この決定を踏まえた取組を行うことを承認し、宣言しました。

東京弁護士会は、全国の弁護士・弁護士会と連携して、社会に弁護士の魅力を発信し、『逞しい法曹と弁護士会を創る』ための活動に邁進します。

#### 1 法曹養成制度改革

2015年6月30日の政府の法曹養成制度改革推進会議決定と、2016年3月11日の臨時総会決議を踏まえて、①司法試験合格者をまず、早期に1500人とする、②司法修習生への給費・修習手当の創設、③弁護士の活動領域の拡大を図るべく、東弁としても最善の取組を行います。領域拡大は若手会員支援でもあり、予算付けを含め具体的施策に取り組めます。

#### 2 民事司法改革

最高裁との協議で労働審判取扱支部の拡大など一定の成果を得たものの、利用者の視点に立って、利用しやすく頼りがいのある民事司法を実現します。支部の新設や非常駐の充実など裁判所の基盤整備、証拠

法制、判決執行、更には損害賠償法制、弁護士秘匿特権、行政訴訟法改革、法律扶助改革、提訴手数料の定・低額化などの課題に日弁連と連携して東弁でも取り組みます。

#### 3 司法アクセスの拡充

法律扶助の償還制から給付制の検討、新たに開発された権利保護保険への対応など費用面でのアクセス改善も課題です。東弁を含む東京三会が設置している法律相談センターについては経費の合理化を図りながら、ネットによる法律相談予約、弁護士PHONE、市民向けアプリの広報も充実して市民の法的ニーズに応えます。

刑事訴訟法改正により実現した、取り調べの可視化を全事件に拡大することや被疑者弁護第3段階の対応態勢を整備し、3年後見直しに向けて、新たなえん罪を生まない活動を展開すると共に弁護人の立会権、被疑者・被告人の国選弁護報酬改定に向けて、東弁としても取り組みます。

#### 4 人権課題の解決

我が国で発生している消費者、高齢者、障がい者、女性、子ども、犯罪被害者、外国人、性的マイノリティ等の人権課題に弁護士会として声を挙げて、問題の監視と必要な改善措置をとります。近時増え続ける児童虐待は社会問題化しており、弁護士の配置を含む児童相談所の充実や子ども手続き代理人の拡充やその国費化への取り組みも必要です。

#### 5 弁護士不祥事対策

弁護士による重大な不祥事は、市民の信頼を失い、弁護士自治を崩壊させることから不祥事の未然防止と発生後の迅速な対応は喫緊の課題です。事前対策として倫理研修や会員サポートを的確に行い、また、市民窓口や非弁提携などの情報を早期に生かして未然防止や事前公表による被害拡大を防ぐことが必要です。

ここ数年懲戒申立件数が急増している現状に鑑み、



迅速で効果的な体制をとるため、綱紀・懲戒調査員などの人的整備も必要です。

## 6 若手会員総合支援

法律相談センターにおいて中堅、若手弁護士によるOJT法律相談をさらに拡大して実施します。日当を含め人材確保のための財源確保も行います。

また、弁護士の活動領域拡大のため弁護士活動領域拡大推進本部、若手会員総合支援センターの活動を支援し、財政支援も行います。

## 7 財務の見直し

一般と特別会計全体を分析し、管理費の削減や若手会員の経済的軽減策について、財務問題検討PTを設置して検討します。

なお、赤字予算・黒字決算という長年の会計状況を改めるべく事業計画と予算の関係を見直し会務執行を統制する予算策定に努めます。

## 8 男女共同参画推進

東弁の約20%が女性会員である現状に鑑み、2011年10月策定の東弁男女共同参画基本計画の5年が満了します。2016年10月の常議員会決議に向けて、東弁第二次男女共同参画基本計画の策定に取り組みます。

## 9 東日本大震災・福島第一原発被災者支援

東日本大震災から5年を経過した現在もなお、津波被害による新たな街づくりや原発損害賠償請求には様々な課題が残されています。被災地訪問の経験や東京で避難生活をする方々の現状を直視して適切な支援活動を行います。東弁がこれまで行ってきた震災を風化させないシンポジウムや写真展なども引き続き支援していきます。また今後予想される首都直下型地震への防災対策も進めます。

## 10 安保法制と憲法改正

2016年3月施行された安保法制の憲法上の問題点を

今後も訴えつつ、シンポジウム、学習会を継続します。恒久平和主義を根本から覆す憲法改正には反対します。また国家緊急権条項の憲法への導入には人権保障と権力分立の見地から大きな問題があります。

## 11 東弁の執行機能強化

東弁は現在約7800名の会員を擁する全国最大の単位会です。東弁において会務が十全に機能して会内民主主義と会務執行が効果的かつ迅速に行われることは、東弁や日弁連、更には、司法全体の機能強化にも資する重要課題です。

広報機能を更に充実させ、理事者付き嘱託の活用や役員が執行機能を強化できる東弁役員室のある6階の構造見直しを検討します。

会務執行に当たっては、会派懇の充実と無会派会員の意見を会務に反映させてゆく対策も重要です。

会員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

## 審議

### 第1号議案 平成28・29年度綱紀委員会の弁護士会員委員選任に関する件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

綱紀委員会の弁護士会員委員（正委員）105人中25人が本年11月30日に任期満了となるので、慣例により、その任免について常議員会に一任された。

### 第2号議案 法律相談事業等特別会計の予備費を使用したことの承認の件

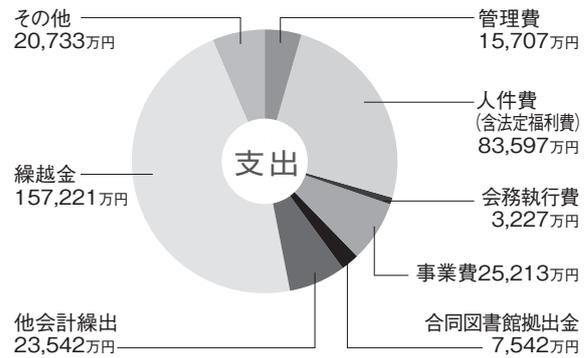
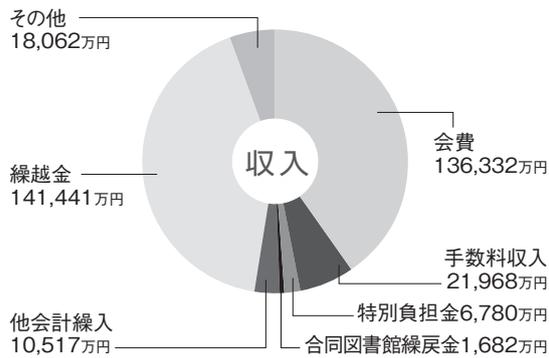
◎承認（全会一致）

〈内容〉

当会の高齢者・障害者総合支援センターでは、東京家庭裁判所へ成年後見人等候補者を推薦するため、成年後見人等候補者名簿を作成している。

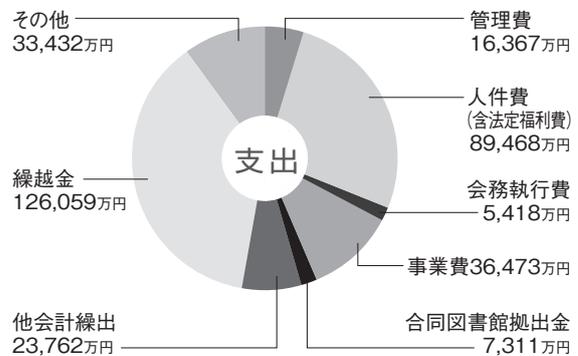
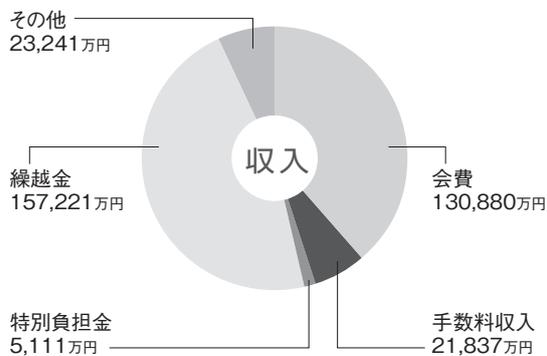
## 2015(平成27)年度一般会計 決算

合計 約336,782万円



## 2016(平成28)年度一般会計 予算

合計 約338,290万円



また、同名簿に登録する弁護士の過失又は故意により、被後見人等の財産に損害が生じ、当会が監督責任を問われ損害賠償責任を負った場合、その損害について、保険会社から保険金が支払われるよう、弁護士会として弁護士賠償責任保険に加入している。

当該保険料については、当会が管理する後見事件の件数に応じて算出されることから、2015年の初めに、東京家庭裁判所が不祥事対策として、弁護士後見人が選任されている案件であっても、管理する流動資産が高額な案件については一律に監督人を選任するとの運用変更をしたことから、後見等監督人の選任が増加し、当会が管理する事件数が増加した。

事件数の増加に伴い保険料が増額となり、前年度の保険料の予算額は2,100,000円のところ、3,100,150円の保険料支出となった。予算額を超過する1,000,150円については、法律相談事業等特別会計の支出の部、大科目五「高齢者・障がい者」中において、320,728円を中科目間で流用して対処し、その余の679,422円に

ついては、同特別会計の予備費を使用して対処した。

予備費の支出については、会計規則第25条第2項により、予備費を使用した後初めて開かれる総会で承認を得ることになっているところ、全会一致にて承認された。

### 第3号議案 2015(平成27)年度一般会計・特別会計 収支決算の承認の件

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

「2015(平成27)年度一般会計・特別会計決算報告書」に基づき審議が行われ、2015(平成27)年度一般会計・特別会計決算(グラフ参照)が賛成多数で承認された。

### 第4号議案 2016(平成28)年度一般会計・特別会計 収支予算(案)の決議の件

第5号議案 東京弁護士会会計規則第24条但書に基

## づく科目間等の流用の承認の件

## 第6号議案 2017(平成29)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

◎承認(いずれも賛成多数)

## 〈内容〉

第4号議案は、「2016(平成28)年度予算説明書」に基づき審議が行われ、2016(平成28)年度一般会計・特別会計収支予算(グラフ参照)が賛成多数で承認された。

第4号議案の可決に伴い、前年度の定期総会で承認された2016(平成28)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は失効し(会計規則第21条第2項)、本予算内の収支として処理されることになる。

また、職員退職金については、若干余裕をもたせて予算を計上しているが、念のため、管理費の退職給付支出として計上した7044万円を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについても提案され、あわせて賛成多数で承認された。

第5号議案は、会計規則第24条の「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる」との規定に基づき、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においては、その会計内での流用を認めることが承認された。但し、個々具体的な流用については、理事者会の承認を必要とするのが慣行である。

第6号議案は、事務の煩雑さをなくすとともに経費を節約するために、暫定予算については、予算書を作成せず、「2017(平成29)年4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は2016(平成28)年度本予算額の12分の3とする」ことが提案され、賛成多数で承認された。

## 第7号議案 行政不服審査法の改正に伴う弁護士法改正に係る会規の整備の件

## 第1議案 「綱紀委員会会規」一部改正の件

## 第2議案 「懲戒委員会会規」一部改正の件

◎承認(いずれも全会一致)

## 〈内容〉

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律の成立及び施行に伴い、一部改正された弁護士法が本年4月1日から施行された。

この弁護士法の改正により、綱紀及び懲戒手続において異議の申出ができる期間が60日から3か月になることから、会規を整備する必要がある。

そこで、第1議案では「綱紀委員会会規」を一部改正すること、及び、第2議案では「懲戒委員会会規」を一部改正することが提案され、いずれも全会一致で承認された。

## 第8号議案 「会務活動等に関する会規」一部改正の件

◎承認(賛成多数)

## 〈内容〉

当会は、社会的責務としての公益的活動を継続するために、会則第26条の2に定める公益活動等のうち、弁護士会員の会務活動等への参加義務を「会務活動等に関する会規」で定めている。

今般、会務活動等の対象となる範囲について、適宜見直すことができるように、会規第2条第4項の別表に掲げる職務を規則で定めるものとするため「会務活動等に関する会規」を一部改正することが提案され、賛成多数で承認された。

## 第9号議案 町田法律相談センターに関する覚書締結の件

◎承認(賛成多数)

## 〈内容〉

第一東京弁護士会の運営による町田法律相談センターは、本年3月31日をもって廃止されたが、新町田法律相談センター設置ワーキンググループ多摩部会から提出された事業計画を検討した結果、東京三弁護士会は、町田地域における法律相談センターを存続させることとした。

そこで、当会と第一東京弁護士会、第二東京弁護士会とで「町田法律相談センターに関する覚書」を締結することが提案され、賛成多数で承認された。

## 【報告事項】

- (1) 夏期合同研究(7/20)の件
- (2) 熊本地震への義援金協力の件
- (3) 男女共同参画の件